

# 2015/16 年度 KFAW 客員研究員 募集要項

公益財団法人 アジア女性交流・研究フォーラム(KFAW)は、以下の要領で 2015/2016 年度(2015 年 7 月から 2016 年 12 月)KFAW 客員研究員(個人またはグループ)を募集する。

## 客員研究員制度とは

KFAW では、ジェンダー研究を奨励するため客員研究員を公募し、研究を委託しています。これまでに、30 組の客員研究員がジェンダーの視点から、健康、労働、エンパワーメントなどをテーマに、研究を行ってきました。平成 27 年度も下記の要領で募集を行います。なお、研究は、平成 25 年 12 月に策定した第 3 次北九州市男女共同参画基本計画(下記 URL 参照)を踏まえたテーマで行うこととします。

<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/000163088.pdf>

<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/000163089.pdf>

## 募集内容

1. 募集人数      2 名 (組) (予定)
  
2. 委託期間      2015 年 7 月 ～ 2016 年 12 月(予定)  
※調査内容によっては単年度となる場合もあります。
  
3. 研究分野      日本を含むアジアに関して、高齢社会の進展に伴う家族の変容や介護の問題、女性の経済分野での活躍など女性の就業に関する課題、女性の政治参加を進めるための課題など、あらゆる分野をジェンダーの視点から調査研究するもの
  
4. 応募資格  
  - (1) 個人またはグループとする。
  - (2) 個人およびグループの代表者は、大学または研究機関の常勤または非常勤の研究者を原則とする。
  - (3) 研究グループのメンバーには、大学院生および大学、研究機関などの非常勤研究者や在外研究者を含んでもよい。ただし、グループの代表者は成果の取りまとめ、および KFAW との連絡の窓口としての役割を果たす。その他の研究者については役割分担を明確にすること。
  - (4) 応募した研究内容について十分な知識と経験を有すること。
  - (5) 他の機関などから類似のテーマで、研究費などを支給されていないこと。
  - (6) 当該調査研究および報告に関するコミュニケーションに必要な日本語能力を有すること。

- (7) 調査研究を提案した内容に基づき、委託期間内に完全に遂行できること。
- (8) これまで KFAW 客員研究員研究を受託した人は、対象外とする。

#### 5. その他の条件および注意事項

- (1) グループによる調査研究、特に海外の研究者との連携による調査研究を奨励する。
- (2) 研究成果が北九州市に還元できるような研究を奨励する。
- (3) 北九州市を中心とした周辺地域の在住、在勤者による応募を奨励する。

#### 6. 応募方法

- 下記の書類を、郵送あるいは直接持参のこと。 **2015年5月22日(金)17時必着**
- (1) 応募書式 1 通 (ホームページからダウンロード可能)
  - (2) ジェンダー研究に関する最近の業績 1 篇

#### 提出書類送付先

803-0814 北九州市小倉北区大手町 11 番 4 号 北九州市大手町ビル 3 階  
(公財)アジア女性交流・研究フォーラム 調査・研究ライン  
Tel (093) 583-3434, Fax (093) 583-5195  
E-mail [research@kfaw.or.jp](mailto:research@kfaw.or.jp)  
(備考) 提出書類は返却しません。

#### 7. 選考方法

応募書類に基づいて、KFAW 内で審査し、2015 年 6 月末までに結果を通知する。

## 責務、研究費、その他

#### 1. 客員研究員の責務

- (1) 客員研究員会議に出席し、報告すること。
- (2) KFAW が刊行する『アジア女性研究』に研究成果を執筆すること。
- (3) 研究報告書を所定の様式にて提出すること。
- (4) KFAW が開催する市民への報告会で研究成果を発表すること。
- (5) 所定の期限までに会計報告を行うこと。
- (6) その他、必要に応じて KFAW の事業に協力すること。例えば、
  - ・ KFAW のホームページへの記事の掲載
  - ・ KFAW の出版物 (Asian Breeze など)への寄稿
  - ・ KFAW の事業で講演
  - ・ KFAW 主催事業への参加および周知
  - ・ KFAW アジア研究者ネットワークへの参加
  - ・ 専門分野に関する相談

## 2. 調査研究委託契約

- (1) 調査研究委託契約を締結する。
- (2) 客員研究員および共同研究者が、暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するものと判明したとき、委託を取り消し、既支出額の返還を求める。  
なお、最終契約締結にあたって、必要な官公庁へ照会を行います。
- (3) 客員研究員が、委託契約事項の遂行が不可能になったとき、あるいは客員研究員の研究が研究計画と著しく異なり、委託契約事項を遂行するものとしてふさわしくないと KFAW が認めたとき、委託を取り消すことがある。
- (4) KFAW の研究として委託後、他の機関などの研究費で実質的に同じ研究が行われていることが判明した場合、委託を取り消し、既支出額の返還を求める。

## 3. 研究費

- (1) 研究費の支出は、1 件当たり 70 万円（予算は KFAW 理事会の議決により確定するものであり、募集時に金額を確約するものではない）を上限とする。
- (2) 研究費は、原則として第 1 年度に予定額の 4 分の 3 を限度とした額、第 2 年度に残額を支出する。第 1 年度および第 2 年度契約期間終了時に精算残額があれば、返還を求める。
- (3) 研究費の経理処理手続きは KFAW の経理手続きに従い、第 1 年度収支報告書（2015 年 7 月から 2016 年 3 月末までの実績）を 2016 年 3 月末日までに、第 2 年度収支報告書（2016 年 4 月から 12 月末までの実績）を 2017 年 1 月 10 日までに提出する。

## 4. 報告書

- ① 『アジア女性研究』掲載用報告
- ② 『KFAW 調査研究報告書』
  - (1) 『アジア女性研究』は日本語で 20 ページ程度（本文 12,000 字程度）とし、2016 年 8 月末に原稿を提出する。
  - (2) 『KFAW 調査研究報告書』は日本語で 70 ページ程度（本文 50,000 字程度）とし、2016 年 10 月末に原稿を提出する。
  - (3) 著作権は、(公財)アジア女性交流・研究フォーラムに帰属する。
  - (4) 『KFAW 調査研究報告書』は客員研究員と書店との合意がある場合、出版できるものとし、報告書の研究が KFAW の客員研究員研究によって行われたものであることを分かりやすい場所に明記する。
  - (5) 将来、当該研究の成果が他の刊行物などに含まれる場合においても、該当部分が KFAW の客員研究員研究によるものであることを明記する。

## 5. その他注意事項

- (1) 客員研究員が受託した研究を行うに当たり、被った損害に関し KFAW は責任を負わない。
- (2) KFAW は、客員研究への応募、契約後の研究に関する個人情報については、本人に了解を得ずに目的以外の利用や他機関への提供などは行わない。